

## ＜費用についてのご案内＞

### ★ 70歳未満の方（3割負担）

入院にかかる費用は高額療養費制度の対象となります。

限度額適用認定証（加入する健康保険へ申請が必要）を提示した患者さんは、自己負担限度額までの請求となります。提示がない患者さんは割合負担での請求となり、自己負担限度額を超えた分は、健康保険に請求することで戻ります（食事代、個室代、その他自費分は含みません）。

	過去1年間に3ヶ月目まで	4ヶ月目から
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円
年収約370万円以下 標準報酬月額26万円以下	57,600円	44,400円
年収約370～770万円 標準報酬月額28～50万円	約92,583円	44,400円
年収約770～1,160万円 標準報酬月額53～79万円	約176,973円	93,000円
年収約1,160万円以上 標準報酬月額83万円以上	約259,333円	140,100円

### ★ 高齢者医療の方

一般所得の方と現役並み所得Ⅲの方は入院の医療費は下記の金額までとなります。

※現役並み所得Ⅰ、Ⅱの方は「限度額適用認定証」の手続き、住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の手続きが必要です。医療費のほかに食事代、個室代、その他自費分と一緒に請求されます。

		過去1年間に3ヶ月目まで	4ヶ月目から
住民税非課税世帯	Ⅰ (年金収入80万円以下など)	15,000円	
	Ⅱ	24,600円	
一般	年収：156万～約370万円	57,600円	44,400円
現役並み所得	Ⅰ (年収：約370～770万円)	約92,583円	44,400円
	Ⅱ (年収：約770～1,160万円)	約176,973円	93,000円
	Ⅲ (年収：約1,160万円以上)	約259,333円	140,100円

\* 1ヶ月に外来と入院がある場合や同世帯に医療費がかかった方が他にいる場合に、合算し上記の金額を超える際は、超えた分の一部が戻ってることがあります。

詳しくお知りになりたい方は、地域連携・相談支援センター ソーシャルワーカーまでご相談ください。